

## 令和元年第4回市会定例会 議案等提出一覧

<b>I 一般議案</b>	<b>35件</b>	
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告	3件	市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告 ほか2件
2 条例の制定等	10件	
(1) 条例の制定	1件	横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定
(2) 条例の全部改正	1件	横浜市中心卸売市場業務条例の全部改正
(3) 条例の一部改正	8件	横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正 ほか7件
3 道路の認定廃止	1件	山元町第447号線等市道路線の認定及び廃止
4 財産の処分	1件	緑区十日市場町所在市有土地の処分
5 指定管理者の指定	9件	男女共同参画センターの指定管理者の指定 ほか8件
6 その他	2件	当せん金付証票発売の限度額 ほか1件
7 契約の締結等	9件	
(1) 契約の締結	5件	新本牧ふ頭建設工事（その2・外周護岸B—1地盤改良工）請負契約の締結 ほか4件
(2) 契約の変更	4件	横浜文化体育館再整備事業契約の変更 ほか3件
<b>II 予算議案</b>	<b>1件</b>	
1 補正予算	1件	令和元年度横浜市一般会計補正予算（第3号）
<b>合計</b>	<b>36件</b>	

令和元年11月29日発送

令和元年12月6日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	工藤 哲史	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	白木 健介	Tel 045-671-2230

# I 一般議案

件名	概要									
<b>1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（3件）</b>										
市報第15号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅等使用料の滞納に係る訴えの提起、和解及び民事調停 ①訴えの提起 件数: 3件 総額: 約13,345千円 平均: 約4,448千円/件 ②和解の成立 件数: 14件 総額: 2,312千円 平均: 約165千円/件 ③調停の申立て 件数: 1件 総額: 約187千円 ④調停の成立 件数: 1件 総額: 約1,282千円									
市報第16号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 <table border="1"> <tr> <td>市民局 1件</td> <td>経済局 1件</td> <td>こども青少年局 2件</td> </tr> <tr> <td>環境創造局 3件</td> <td>資源循環局 19件</td> <td>道路局 3件</td> </tr> <tr> <td>消防局 1件</td> <td>旭区 1件</td> <td></td> </tr> </table> <p>合計: 31件 総額: 約4,716千円 平均: 約152千円/件</p>	市民局 1件	経済局 1件	こども青少年局 2件	環境創造局 3件	資源循環局 19件	道路局 3件	消防局 1件	旭区 1件	
市民局 1件	経済局 1件	こども青少年局 2件								
環境創造局 3件	資源循環局 19件	道路局 3件								
消防局 1件	旭区 1件									
市報第17号 変更契約の締結についての専決処分報告	契約金額の変更（2件）  ※各変更契約については6頁参照									
<b>2 条例の制定等（10件）</b>										
<b>(1) 条例の制定（1件）</b>										
市第79号議案 横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定	社会福祉法の一部改正に伴う条例の制定 (内 容) 無料低額宿泊所の基本方針並びに設備、職員配置及び運営等に関する基準を定める (施行日) 令和2年4月1日 等									
<b>(2) 条例の全部改正（1件）</b>										
市第80号議案 横浜市中心卸売市場業務条例の全部改正	卸売市場法の一部改正に伴う改正 (内 容) 法改正に伴う取引規制の緩和等、中央卸売市場として認定を受けるために必要な規定を整備するとともに、取引参加者の遵守事項を定める 等 (施行日) 令和2年6月21日 等 ※13頁参照									
<b>(3) 条例の一部改正（8件）</b>										
市第81号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正	人事委員会勧告を尊重し、給与改定を実施する (内 容) ①新規学卒者の初任給について、大学卒は2,000円、高校卒及び短大卒は3,000円引き上げる ②若年層の給料月額を引き上げる 等 (施行日) 公布の日									
市第82号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正	<p>(内 容) 指定の取消しを行い、個人市民税の寄附金税額控除の対象から削除</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人の名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来</td> <td>戸塚区南舞岡四丁目38番13号</td> </tr> </table> <p>(施行日) 令和2年1月1日</p>	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目38番13号					
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地									
特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目38番13号									

市第 83 号議案 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正	横浜武道館の利用料金を改定する (利用料金の上限額) ①個人利用(武道場等) : 1人2時間につき540円→550円 ②貸切利用(アリーナ) : 1日につき388,000円→395,000円(入場料等を徴収する場合: 996,000円→1,015,000円) ③貸切利用(武道場) : 1日につき144,000円→147,000円(入場料等を徴収する場合: 215,000円→219,000円) 等 (施行日) 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行の日
市第 84 号議案 横浜人形の家条例の一部改正	横浜人形を家の駐車場について、1日及び1月の単位の利用料金を定める (内 容) ①大型車: 6,300円/日、103,000円/月 ②その他のもの: 2,200円/日、36,000円/月 (施行日) 令和2年1月1日
市第 85 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う改正 (内 容) ①災害援護資金の償還免除の要件を追加する ②借受人等に対し、償還金の支払猶予又は免除の判断に当たり収入又は資産状況について報告を求めることができる旨を規定する等 ③災害弔慰金等支給審査委員会を設置する 等 (施行日) 公布の日
市第 86 号議案 横浜市営住宅条例の一部改正	民法の一部改正を踏まえた所要の規定の整備 等 (内 容) ①入居時の連帯保証人を不要とする ②保証金額を改定する(2か月分の使用料相当額→3か月分の使用料相当額) ③犯罪被害者等を単身入居者の対象に加える 等 (施行日) 公布の日 等
市第 87 号議案 横浜市改良住宅条例の一部改正	(内 容) ①改良住宅の建替えにより設置する住宅を更新住宅と定義する ②更新住宅の入居者資格等を整備する ③更新住宅への入居者等に対し、使用料の激変緩和の措置ができる旨を規定する 等 (施行日) 公布の日
病第 1 号議案 横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正	市民病院の移転に伴う改正 等 (内 容) ①市民病院の位置を変更する ②横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会を廃止する ③市民病院で新たに人間ドックを実施するため、使用料及び手数料を適用する ④市立病院における駐車場の使用料及び利用料金の上限を改定する 等 (施行日) 令和2年5月1日 ※14頁参照

### 3 道路の認定廃止(1件)

市第 88 号議案 山元町第447号線等市道路線の認定及び廃止	(認 定) 山元町第447号線など21路線 (廃 止) 四季美台第363号線など40路線 合計61路線
------------------------------------	---

### 4 財産の処分(1件)

市第 89 号議案 緑区十日市場町所在市有土地の処分	緑区十日市場町所在の市有土地の処分(売却) (所 在) 緑区十日市場町840番の1ほか (地 目) 宅地 (地 積) 11,444.23㎡ (相手方) 相鉄不動産株式会社・伊藤忠都市開発株式会社 (金 額) 約1,722,357千円 (単価: 約151千円)
-------------------------------	---

5 指定管理者の指定（9件）	
市第 90 号議案 男女共同参画センターの指定管理者の指定	(名 称) 男女共同参画センター横浜（戸塚区上倉田町）、 男女共同参画センター横浜南（南区南太田一丁目）、男女共同 参画センター横浜北（青葉区あざみ野南一丁目） (指定管理者) 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会（戸塚 区上倉田町435番地の1） (指定期間) 令和2年4月1日～令和7年3月31日
市第 91 号議案 地区センターの指定管理者の指定	11施設の指定管理者の指定  ※詳細は7頁～8頁参照
市第 92 号議案 公会堂の指定管理者の指定	2施設の指定管理者の指定  ※詳細は8頁参照
市第 93 号議案 市民ギャラリーの指定管理者の指 定	(名 称) 横浜市民ギャラリーあざみ野（青葉区あざみ野南 一丁目） (指定管理者) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（中区山下 町2番地） (指定期間) 令和2年4月1日～令和7年3月31日
市第 94 号議案 区民文化センターの指定管理者の 指定	(名 称) 磯子区民文化センター（磯子区杉田一丁目） (指定管理者) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／特定非営 利活動法人チーム杉劇／有限会社アイコニクス／株式会社ニッ クスサービス共同事業体（中区山下町2番地） (指定期間) 令和2年4月1日～令和7年3月31日
市第 95 号議案 横浜自然観察の森の指定管理者の 指定	(名 称) 横浜自然観察の森（栄区上郷町） (指定管理者) 公益財団法人日本野鳥の会（東京都品川区西五反 田3丁目9番23号） (指定期間) 令和2年4月1日～令和7年3月31日
市第 96 号議案 公園の指定管理者の指定	28公園（公園施設を含む。）の指定管理者の指定  ※詳細は8頁～12頁参照
市第 97 号議案 道路附属物自動車駐車場の指定管 理者の指定	6駐車場の指定管理者の指定  ※詳細は12頁参照
市第 98 号議案 横浜市立図書館の指定管理者の指 定	(名 称) 山内図書館（青葉区あざみ野二丁目） (指定管理者) 有隣堂グループ 代表者 株式会社有隣堂（戸塚 区品濃町881番地の16） (指定期間) 令和2年4月1日～令和7年3月31日
6 そ の 他（2件）	
市第 99 号議案 当せん金付証券発売の限度額	令和2年度における公共事業等の費用の財源に充てる当せん金付証券 （宝くじ）の発売限度額を定める (発売年度) 令和2年度 （発売限度額）31,000,000千円 (議決根拠) 当せん金付証券法第4条第1項

市第 100 号議案 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意	(内 容) ①北西線開通後の料金の変更 ②E T C専用入口の設置 (馬場入口) ③東京2020オリンピック・パラリンピック大会のロードプライシングの実施 (対象となる路線名) 神奈川県道高速横浜羽田空港 (中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで) 等 (7路線) (実施期日) 首都高速道路株式会社が別に定める供用開始の日 等 (議決根拠) 道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項
--	--

## 7 契約の締結等 (9件)

### (1) 契約の締結 (5件)

市第 101 号議案 新本牧ふ頭建設工事 (その2・外周護岸B-1地盤改良工) 請負契約の締結	地盤改良工 締固工 一式 (工事場所) 中区本牧ふ頭地先公有水面 (契約金額) 2,377,320,000円 (完成期限) 令和3年2月26日 (契約相手) 東亜・あおみ・大本建設共同企業体
市第 102 号議案 新本牧ふ頭建設工事 (その3・外周護岸B-1地盤改良工) 請負契約の締結	地盤改良工 締固工 一式 (工事場所) 中区本牧ふ頭地先公有水面 (契約金額) 2,312,530,000円 (完成期限) 令和3年2月26日 (契約相手) 五洋・若築・りんかい日産建設共同企業体
市第 103 号議案 新本牧ふ頭建設工事 (その4・外周護岸B-1地盤改良工) 請負契約の締結	地盤改良工 締固工 一式 (工事場所) 中区本牧ふ頭地先公有水面 (契約金額) 2,453,880,000円 (完成期限) 令和3年2月26日 (契約相手) 東洋・みらい・不動テトラ建設共同企業体
市第 104 号議案 長津田小学校増築工事 (建築工事) 請負契約の締結	鉄筋コンクリート造5階建 1棟 (工事場所) 緑区長津田町2,330番地の1 (契約金額) 897,600,000円 (完成期限) 令和3年3月19日 (契約相手) 馬淵建設株式会社
市第 105 号議案 横浜駅中央西口駅前広場整備工事委託契約の締結	屋根設置工事 一式 (工事場所) 西区南幸一丁目4番地の2 (契約金額) 834,698,920円 (履行期限) 令和2年3月16日 (契約相手) 株式会社相鉄アーバンクリエイツ

### (2) 契約の変更 (4件)

市第 106 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 31,453,309,797円 → 31,593,529,094円 (約0.45%増) (変更理由) 消費税率等の改正に伴い、施設の維持管理、運営業務及び修繕業務の対価に対する消費税額を改定する必要性が生じたため (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条
市第 107 号議案 みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 38,229,284,313円 → 38,313,568,073円 (約0.22%増) (変更理由) 消費税率等の改正に伴い、施設の維持管理の対価に対する消費税額を改定する必要性が生じたため (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条
市第 108 号議案 高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事委託契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 45,651,600,000円 → 43,649,607,857円 (約4.39%減) (変更理由) 建設発生土の関連工事等への活用及び処分先の一部変更等のため

<p>市第 109 号議案 高速横浜環状北西線設備工事委託 契約の変更</p>	<p>契約金額の変更 (契約金額) 25,254,720,000円 → 21,254,260,070円(約15.84%減) (変更理由) 配管・配線の設置位置をトンネルの上部から下部へ変更 したこと等のため</p>
---	---

## 市報第17号 変更契約の締結についての専決処分報告

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前		変更後
元. 10. 15	横浜マリント ワー改修工事 （建築工事） 請負契約	株式会社渡辺 組	<u>元. 9. 20議決</u> 契約金額 <u>1,100,000,000円</u> 完成期限 令和4年3月31日	契約金額 <u>1,102,200,000円</u> 完成期限 令和4年3月31日	公共工事設計労 務単価等の改定 に伴う特例措置 により新単価を 適用するため
同	末吉橋（鶴見 川）架替工事 （下部工）請 負契約	大成・東洋建 設共同企業体	<u>31. 2. 19議決</u> 契約金額 <u>5,324,400,000円</u> 完成期限 令和11年3月30日	契約金額 <u>5,824,281,800円</u> 完成期限 令和11年3月30日	河川管理者との 協議により安全 対策措置を強化 する等のため

別 紙

市第 91 号議案 地区センターの指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
中村地区センター (南区中村町)	南区浦舟町3丁目46番地	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会 理事長 大津幸雄	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
上飯田地区センター (泉区上飯田町)	泉区上飯田町4,699番地の9	特定非営利活動法人よつ葉の会 理事長 馬場勝己	同
下和泉地区センター (泉区和泉が丘一丁目)	泉区下和泉一丁目12番12号	特定非営利活動法人泉南会 理事長 八木勇喜	同
立場地区センター (泉区中田北一丁目)	泉区中田北二丁目7番9号	和の会 理事長 上原敏博	同
中川地区センター (泉区桂坂)	泉区新橋町82番地	特定非営利活動法人中川コミュニティグループ 理事長 大貫芳夫	同
鶴見市場コミュニティハウス (鶴見区市場下町)	鶴見区北寺尾四丁目21番20号	社会福祉法人大樹 理事長 山本一郎	同
鶴見中央コミュニティハウス (鶴見区鶴見中央一丁目)	鶴見区鶴見中央三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会 理事長 土田和男	同
浦舟コミュニティハウス (南区浦舟町)	南区浦舟町3丁目46番地	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会 理事長 大津幸雄	同
日野南コミュニティハウス (港南区日野南六丁目)	港南区港南六丁目2番3号	一般社団法人こうなん区民利用施設協会 会長 高森政雄	同



中田コミュニティハウス (泉区中田南四丁目)	泉区中田北二丁目7番9号	和の会 理事長 上原敏博	同
しらゆり集会所 (泉区中田東一丁目)	泉区中田東一丁目41番1号	白桜会 会長 林純弘	同

## 市第92号議案 公会堂の指定管理者の指定

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
磯子公会堂 (磯子区磯子三丁目)	中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木真	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
都筑公会堂 (都筑区茅ヶ崎中央)	埼玉県熊谷市問屋町2丁目5番13号	都筑公会堂運営管理グループ 代表者 株式会社サンワックス 代表取締役社長 野原治人	同

## 市第96号議案 公園の指定管理者の指定

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
平安公園（プール及び子供用プールに限る。） 及び岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。） (鶴見区平安町及び鶴見区岸谷三丁目)	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号	株式会社協栄 代表取締役社長 山田賢治	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

別 紙

<p>白幡仲町公園（子供用プールに限る。）及び六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。） （神奈川県白幡仲町及び神奈川県六角橋六丁目）</p>	<p>東京都中央区銀座4丁目12番15号</p>	<p>オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄</p>	<p>同</p>
<p>元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）及び中村公園（プール及び子供用プールに限る。） （中区元町、南区弘明寺町及び南区中村町）</p>	<p>東京都江東区大島1丁目9番8号</p>	<p>株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役社長 福士 昌</p>	<p>同</p>
<p>こども植物園及び児童遊園地（教養施設を除く。） （南区六ツ川三丁目及び保土ヶ谷区狩場町）</p>	<p>中区日本大通58番地</p>	<p>公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 上原 啓史</p>	<p>同</p>
<p>野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）及び大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。） （港南区野庭町及び戸塚区戸塚町）</p>	<p>東京都江東区大島1丁目9番8号</p>	<p>株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役社長 福士 昌</p>	<p>同</p>

<p>川辺公園（プール及び子供用プールに限る。） 、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）及び鶴ヶ峰本町公園（プール及び子供用プールに限る。） （保土ヶ谷区川辺町、旭区若葉台四丁目及び旭区鶴ヶ峰本町一丁目）</p>	<p>東京都中央区銀座4丁目12番15号</p>	<p>オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄</p>	<p>同</p>
<p>洋光台南公園（プール及び子供用プールに限る。）、芦名橋公園（子供用プールに限る。）、磯子腰越公園（プール及び子供用プールに限る。）及び森町公園（プール及び子供用プールに限る。） （磯子区洋光台六丁目、磯子区磯子二丁目、磯子区磯子八丁目及び磯子区森三丁目）</p>	<p>東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号</p>	<p>株式会社協栄 代表取締役社長 山田 賢治</p>	<p>同</p>
<p>海の公園 （金沢区海の公園）</p>	<p>中区日本大通58番地</p>	<p>公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 上原 啓史</p>	<p>同</p>

別 紙

<p>富岡八幡公園（プール及び子供用プールに限る。） （金沢区富岡東四丁目）</p>	<p>東京都中央区銀座4丁目12番15号</p>	<p>オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大木 一雄</p>	<p>令和2年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
<p>菊名池公園（プールに限る。）及び綱島公園（プール及び子供用プールに限る。） （港北区菊名一丁目及び港北区綱島台）</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
<p>千草台公園（プール及び子供用プールに限る。）、茅ヶ崎公園（プールに限る。）及び山崎公園（プール及び子供用プールに限る。） （青葉区千草台、都筑区茅ヶ崎南一丁目及び都筑区中川四丁目）</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）及び宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。） （泉区中田東一丁目及び瀬谷区宮沢一丁目）</p>	<p>東京都江東区大島1丁目9番8号</p>	<p>株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役社長 福士 昌</p>	<p>同</p>

阿久和富士見小金台公園 (瀬谷区阿久和東二丁目)	南区六ツ川四丁目1,234番地	株式会社田澤園 代表取締役社長 田澤 重幸	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
-----------------------------	-----------------	--------------------------	-----------------------

## 市第97号議案 道路附属物自動車駐車場の指定管理者の指定

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
ポートサイド地下駐車場、伊勢佐木長者町地下駐車場、日本大通り地下駐車場、馬車道地下駐車場、福富町西公園地下駐車場及び山下町地下駐車場 (神奈川区栄町、中区長者町、中区日本大通、中区本町、中区福富町西通及び中区山下町)	東京都千代田区神田神保町2丁目4番地	日本パーキング株式会社 代表取締役社長 岡本 政彦	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 市第 80 号議案 横浜市中心卸売市場業務条例の全部改正

### 1 条例改正の目的

卸売市場法の改正を踏まえ(平成 30 年 6 月 22 日公布)、本市が引き続き中央卸売市場を開設し、取引の自由度をできるだけ高めつつ、公平公正な取引の確保や市場の活性化につなげるため、横浜市中心卸売市場業務条例を改正します。

### 2 改正卸売市場法のポイント(令和 2 年 6 月施行)

- (1) 農林水産大臣が中央卸売市場を「認可」から「認定」する制度へ変更すること
- (2) 地方公共団体に限定されていた卸売市場の開設者について、民間事業者でも可能となること
- (3) 国が担ってきた卸売業者等への業務・財務の指導監督等を開設者が実施すること
- (4) 取引ルールの一部について、開設者が各市場の特性に合わせて、禁止や緩和等について定めることができること

### 3 条例改正の主な内容

#### (1) 市場関係者等の定義及び責務の新設 [第 2 条、第 3 条]

条例改正後の新たな取引ルールのもと、市場関係者それぞれの役割等を明確化し、円滑な市場運営や市場活性化を推進するため、市場関係者等の定義や責務を新設します。

#### (2) 卸売業者の許可制度の新設 [第 9 条～第 19 条]

国が卸売業者の許可を行う規定が法律から削除され、法改正後は本市が卸売業者の許可を行うこととするため、卸売業者の許可制度を新設します。

#### (3) 取引ルール等の見直し

市場の適正かつ健全な運営を確保するとともに、市場活性化につなげるため取引ルールを緩和します。

##### ア 第三者販売の緩和 [第 36 条、第 53 条]

卸売業者は仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売(第三者販売)が原則禁止されていましたが、事前届出制により、卸売業者が卸売ができる「相対取引事業者」を新設します。

##### イ 直荷引きの緩和 [第 60 条]

仲卸業者は卸売業者以外からの仕入れ(直荷引き)が原則禁止されていましたが、卸売業者から買入れが困難なものを、当該市場の卸売業者以外のもの(出荷者、他市場の卸売業者等)から買入れることができるよう緩和します。

##### ウ その他

商物一致の原則 [第 57 条]、卸売業者の自己買受の禁止 [第 58 条]、卸売業者・仲卸業者の市場外販売の禁止 [第 63 条]等を緩和します。また、取扱品目に飲料等を加えます [第 7 条]。

#### (4) 附属機関の統合 [第 6 章(第 74 条～第 77 条)]

市場に関する議論を幅広く総合的に行うため、現在の 4 つの附属機関の構成(開設運営協議会及び 3 市場取引委員会)から、1 つの附属機関(開設運営協議会)に統合します。

### 4 施行日

令和 2 年 6 月 21 日(ただし、附則第 2 項(準備行為)の規定については公布の日)

### 5 農林水産大臣への認定申請(中央卸売市場の開設)

令和 2 年 6 月 21 日の改正卸売市場法の施行に向けて、農林水産大臣への認定申請(中央卸売市場の開設)を行います。

## 病第 1 号議案 横浜市病院事業の設置等に関する条例及び 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

### 1 条例改正の背景

現在の横浜市立市民病院は建設から既に約 30 年が経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、医療の高度化や医療環境の変化に対応するために行ってきた新たな医療機器の導入や度重なる改修の結果、特に施設の狭あい化が著しい状況となっています。

こうした状況に対応し、市民の皆様将来にわたり高度で良質な医療を提供し続けるため、再整備事業に取り組んできました。

### 2 改正の趣旨

令和 2 年 5 月 1 日、市民病院が移転することに伴い、横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正します。

### 3 主な改正内容

#### (1) 横浜市病院事業の設置等に関する条例

- ア 市民病院の位置について、現行の「横浜市保土ヶ谷区」から「横浜市神奈川区及び西区」とします。
- イ 市民病院に附置しているがん検診センターを廃止するため、がん検診センターに関する規定を削除します。
- ウ 病院の診療科目名について整理し、名称、位置及び病床数と合わせて記載します。
- エ 附属機関「横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会」については、所期の目的を達成したため、廃止します。

(参考 1) 市民病院の配置図



## (2) 横浜市病院事業の経営する病院条例

ア 予防医療の取組の一部として、新たに人間ドックを実施するため、使用料及び手数料について、人間ドックの規定を適用できるようにします。

イ 駐車場使用料の上限について、「3時間まで」を「2時間まで」に、「3時間を超えて1時間までごと」を「2時間を超えて20分までごと」にします。(検査・処置等により長時間にわたって利用する場合は、同条例第4条に基づき減免します。)

(参考2) 横浜市病院事業の経営する病院条例の別表(駐車場使用料部分の抜粋)

別表(改正前)				別表案(改正後)				
駐車場 使用料	駐車 時間	3時間まで	310円	→	駐車場 使用料	駐車 時間	<u>2時間</u> まで	310円
		3時間を超えて 1時間までごと	200円				<u>2時間</u> を超えて <u>20分</u> までごと	200円

(参考3) 横浜市病院事業の経営する病院条例の減免規定

第4条 病院事業管理者は、特別の事情があると認める場合又は規程で定める場合は、使用料又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

## 4 施行日

令和2年5月1日



## Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(1件)	
市第110号議案 令和元年度横浜市一般会計補正 予算(第3号)	歳入歳出予算補正 補正額 4,467,000 千円 ほか債務負担行為補正、市債補正、繰越明許費補正

# 令和元年度 12 月補正予算案の概要

12 月補正では、台風第 15 号等における被災状況を踏まえ、岸壁・護岸などの港湾施設等復旧事業を実施するほか、被害を受けた住宅の屋根または外壁・柱等の補修工事への住宅修繕緊急支援事業、高潮などにより浸水した消防ヘリコプター復旧事業に必要な歳入歳出予算補正等を実施します。

## 【歳入歳出予算補正】

一般会計 3 事業 4,467 百万円

## 【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加 1 件（一般会計 1 件）

## 【繰越明許費補正】

一般会計 5 件

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

## 1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 港湾施設等復旧事業 3,587 百万円〔国費 1,056 市債 2,531〕

台風第 15 号・第 19 号で被害を受けた港湾施設等の復旧等に要する事業費を追加します。

### ◆実施概要

金沢水際線護岸では、消波機能を備えた護岸の再整備に向け、消波ブロックの製作や基礎工事等を行います。

また、大黒ふ頭等では破損した岸壁や橋梁等の復旧を行います。

なお、令和 2 年の台風シーズンまでには、台風への対策を完了する予定です。

### ◆事業費の内訳

- ・金沢水際線護岸 : 消波ブロック製作、基礎工事等 1,000 百万円  
※ あわせて、債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」(1) 参照）
- ・金沢水際線周辺 : 護岸周辺施設等の復旧 402 百万円
- ・大黒ふ頭 : 岸壁、橋梁等の復旧 402 百万円
- ・本牧ふ頭 : 護岸、防波堤等の復旧 386 百万円
- ・八景島 : 護岸、周辺施設等の復旧 578 百万円
- ・海づり施設（本牧等）: さん橋等の復旧 511 百万円
- ・その他港湾施設等 : 岸壁、護岸、防波堤、物揚場、舗装等の復旧 308 百万円

### ◆補正内容

台風第 15 号・第 19 号で被害を受けた港湾施設等の復旧等にかかる工事費を補正

※ あわせて、令和 2 年度にかかる繰越明許費を設定

台風第 15 号等で被害を受けた住宅の屋根または外壁・柱等の補修工事に要する経費を補助します。

◆実施概要

- ・補助対象：屋根または外壁・柱等の耐震性の向上等に資する補修工事※  
(罹災証明書(半壊又は一部損壊)が発行された住宅)
  - ※ 9月9日以降に着手したもので、既に工事完了したものも含まれます。
- ・補助対象工事：10 万円以上
- ・補助基準  
補助率：2/10 (国 1/10、市 1/10)、補助上限額：30 万円
- ・補助想定件数：1,800 件程度 (住宅の半壊・一部損壊の被害件数)

◆スケジュール

R 元年 12 月 20 日 申請受付開始  
R 2 年 2 月末頃 申請受付締切り  
3 月末まで 交付決定

◆補正内容

屋根または外壁・柱等の補修工事にかかる補助金を補正  
※ あわせて、令和 2 年度にかかる繰越明許費を設定

台風第 15 号の影響により浸水被害を受けた消防ヘリコプターの復旧等に要する事業費を追加します。

◆実施概要

浸水被害により故障した消防ヘリコプター 2 号機の復旧修繕に必要な部品類 (着陸装置等) を調達するとともに、ヘリコプター本体への取付・交換作業を実施します。

◆スケジュール

R 元年 12 月以降 : 部品発注  
R 2 年 2 月以降 : 部品納品、取付・交換  
6 月頃※ : 修理・点検

※ 修繕に必要な部品類の調達にあたっては、海外から調達を必要とするものも含まれ、納期に時間を要することが見込まれるため、整備完了が 6 月末となる可能性があります。

◆補正内容

消防ヘリコプター 2 号機の復旧にかかる整備費を補正  
※ あわせて、令和 2 年度にかかる繰越明許費を設定

## 2. 12月補正で活用する一般財源及び市債

### (1) 一般財源 270 百万円

今回の補正では、一般財源が 270 百万円必要となります。この財源については、特別交付税（住宅修繕緊急支援事業分）を 216 百万円追加で見込むとともに、市税留保額の未活用分（225 百万円）のうち 54 百万円を活用します。

### (2) 市債 2,871 百万円

今回の補正では、事業の執行見込みにあわせ、市債を 2,871 百万円増額します。  
（今回の補正額を加えた、令和元年度の市債活用額：1,750 億円）

## 3. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加）

### (1) 一般会計 1 件

新たに予算外義務負担の設定を行うもの

事 項	期 間	限度額
金沢水際線護岸再整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和 2 年度	2,500 百万円

#### 【設定理由】

台風第 15 号により被害を受けた金沢水際線護岸にかかる再整備について、早期復旧に向けた工事内容が令和 2 年度まで見込まれるため、新たに予算外義務負担を設定します。

## 4. 繰越明許費補正

### (1) 一般会計 5 件 明許設定額 4,698 百万円

#### <添付資料>

○資料 令和元年度 12 月補正について《総括表》

# 令和元年度 12月補正について 《総括表》

資料

## 1 歳入歳出補正総括表

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
建築	住宅修繕緊急支援事業	540	270	0	0	0	270
港湾	港湾施設等復旧事業	3,587	1,056	0	0	2,531	0
消防	消防ヘリコプター復旧事業	340	0	0	0	340	0
一般会計 合計		4,467	1,326	0	0	2,871	270

## 2 債務負担行為補正総括表

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間	限度額	国	県	その他	市債	一般財源
港湾	金沢水際線護岸再整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担 R 2	2,500	1,250	0	0	1,250	0

## 3 繰越明許費補正総括表

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	設定額
建築	住宅修繕緊急支援事業	540
港湾	港湾施設等復旧事業	3,587
消防	消防ヘリコプター復旧事業	340
教育	学校特別営繕事業	135
教育	エレベータ設置事業	96
設定額 合計		4,698